

◎国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は現行と改正案の相違部分、網掛け部分は修正案と修正案の相違部分）

修正案	修正案	現行
<p>（国の所有又は管理に属する対象施設の敷地等の指定）</p> <p>第三条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項各号に掲げる者は、同項の規定により同項各号に定める対象施設の敷地又は区域を指定し、及び前項の規定により当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官（当該対象施設周辺地域が海域（海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十八条の二第一項の離島を含む。以下同じ。）を含む場合にあつては、警察庁長官及び海上保安庁長官。以下同じ。）と協議しなければならない。</p>	<p>（国の所有又は管理に属する対象施設の敷地等の指定）</p> <p>第三条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項各号に掲げる者は、同項の規定により同項各号に定める対象施設の敷地又は区域を指定し、及び前項の規定により当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官（当該対象施設周辺地域が海域（海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十八条の二第一項の離島を含む。以下同じ。）を含む場合にあつては、警察庁長官及び海上保安庁長官。第十條第三項を除き、以下同じ。）と協議しなければならない。</p>	<p>（国の所有又は管理に属する対象施設の敷地等の指定）</p> <p>第三条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項各号に掲げる者は、同項の規定により同項各号に定める対象施設の敷地又は区域を指定し、及び前項の規定により当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官（当該対象施設周辺地域が海域を含む場合にあつては、警察庁長官及び海上保安庁長官。次条第三項及び第五条第四項において同じ。）と協議しなければならない。</p>

4 5 6 [略]

(対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止)

第九条 [略]

2 前項の規定は、次に掲げる小型無人機等の飛行(第二条第一項第三号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において行うものにあつては、第一号に掲げるものに限る。)については、適用しない。

一 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行

二 土地の所有者若しくは占有者(正当な権原を有する者に限る。)又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機等の飛行

三 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行

3

第二条第一項第三号に掲げる対象施設の管理者は、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める目的のために当該対象施設に

4 5 6 [略]

(対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止)

第九条 [略]

2 前項の規定は、次に掲げる小型無人機等の飛行(第二条第一項第三号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において行うものにあつては、第一号に掲げるものに限る。)については、適用しない。

一 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行

二 土地の所有者若しくは占有者(正当な権原を有する者に限る。)又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機等の飛行

三 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行

4 5 6 [略]

(対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止)

第八条 [略]

2 前項の規定は、次に掲げる小型無人機等の飛行については、適用しない。

一 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行

二 土地の所有者若しくは占有者(正当な権原を有する者に限る。)又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機等の飛行

三 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行

係る対象施設周辺地域の上空において行う
小型無人機等の飛行について前項第一号の
同意を求められたときは、当該対象施設に
対する危険を未然に防止するためやむを得
ない場合を除き、当該同意をしなければな
らない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報
道機関（次号において単に「報道機関」
という。） 報道の用に供する目的

二 小型無人機等の飛行により公共の利害
に係る情報を収集し、これを報道機
関等に提供する業務を行う者 当該業務
の用に供する目的

三 前二号に掲げるもののほか、小型無人
機等の飛行により行う業務であつて、そ
の円滑な実施を確保する必要があるもの
として政令で定めるものを行う者 当該
業務の用に供する目的

4 第二項に規定する小型無人機等の飛行を
行おうとする者は、国家公安委員会規則（第
二号に定める者への通報については国土交
通省令、第三号に定める者への通報につい
ては防衛省令）で定めるところにより、あ

3 前項に規定する小型無人機等の飛行を行
おうとする者は、国家公安委員会規則（第
二号に定める者への通報については国土交
通省令、第三号に定める者への通報につい
ては防衛省令）で定めるところにより、あ

3 前項に掲げる小型無人機等の飛行を行お
うとする者は、国家公安委員会規則（管区
海上保安本部長への通報については、国土
交通省令）で定めるところにより、あらか
じめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に

らかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会及び次の各号に掲げる当該対象施設周辺地域の区分に応じ当該各号に定める者に通報しなければならない。ただし、第二条第一項第三号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において第二項第一号に掲げる小型無人機等の飛行を行う場合であつて、当該通報を行うことが困難な場合において、当該対象施設の管理者が、防衛大臣が警察庁長官に協議して定めるところにより、当該小型無人機等の飛行の識別を容易にするため必要な当該通報に代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

一 第二条第一項第一号ホに掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域 皇宮警察本部長

二 海域を含む対象施設周辺地域 当該対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安本部長

三 第二条第一項第三号に掲げる対象施設（自衛隊の施設であるものに限る。次条第三項及び第十二条第二項において同

らかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会及び次の各号に掲げる当該対象施設周辺地域の区分に応じ当該各号に定める者に通報しなければならない。ただし、第二条第一項第三号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において前項第一号に掲げる小型無人機等の飛行を行う場合であつて、当該通報を行うことが困難な場合において、当該対象施設の管理者が、防衛大臣が警察庁長官に協議して定めるところにより、当該小型無人機等の飛行の識別を容易にするため必要な当該通報に代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

一 第二条第一項第一号ホに掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域 皇宮警察本部長

二 海域を含む対象施設周辺地域 当該対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安本部長

三 第二条第一項第三号に掲げる対象施設（自衛隊の施設であるものに限る。次条第三項及び第十二条第二項において同

係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会（当該対象施設周辺地域が第二条第一項第一号ホに掲げる対象施設に係るものである場合には東京都公安委員会及び皇宮警察本部長、当該対象施設周辺地域が海域を含むものである場合には当該対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会及び管区海上保安本部長）に通報しなければならない。

じ。)に係る対象施設周辺地域 当該対象施設の管理者

(対象施設の安全の確保のための措置)

第十条 警察官は、前条第一項又は第四項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は同項の小型無人機等の飛行を行っている者に対し当該措置をとることを命ずるとまがないときは、警察官は、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機等の

じ。)に係る対象施設周辺地域 当該対象施設の管理者

(対象施設の安全の確保のための措置)

第十条 警察官は、前条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は同項の小型無人機等の飛行を行っている者に対し当該措置をとることを命ずるとまがないときは、警察官は、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機等の

(対象施設の安全の確保のための措置)

第九条 警察官は、前条第一項又は第三項の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は同項の小型無人機等の飛行を行っている者に対し当該措置をとることを命ずるとまがないときは、警察官は、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機等の

飛行の妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができない。

3 前二項の規定は、皇宮護衛官及び海上保安官並びに第二条第一項第三号に掲げる対象施設を職務上警護する自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、当該自衛官の職務の執行については、第一項中「小型無人機等の飛行が」とあるのは「小型無人機等の飛行（当該自衛官が職務上警護する対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行われるものに限る。）が」と、「対し」とあるのは「対し、当該対象施設及びその指定敷地等並びにその上空において」と、「対象施設周辺地域」とあるのは「当該対象施設周辺地域」と、「対象施設に」とあるのは「当該対象施設に」と、前項中「対象施設に」とあるのは「当該対象施設に」と、「限度において」とあるのは「限度で、当該対象施設及びその指定敷地等並びにその上空において」と読み替えるものとする。

飛行の妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができない。

3 前二項の規定は、皇宮護衛官及び海上保安官並びに第二条第一項第三号に掲げる対象施設を職務上警護する自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、当該自衛官の職務の執行については、第一項中「小型無人機等の飛行が」とあるのは「小型無人機等の飛行（当該自衛官が職務上警護する対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行われるものに限る。）が」と、「対象施設周辺地域」とあるのは「当該対象施設周辺地域」と、前二項中「対象施設に」とあるのは「当該対象施設に」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、当該対象施設及びその指定敷地等並びにその上空以外の場所及びその上空における当該自衛官の職務の執行にあつては、警察官（海域及びその上空における当該自衛官の職務の執行にあつては、海上保安官）がその場にいらない場合において、防衛大臣が警察庁長官（海域及びその上空

飛行の妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができない。

3 前二項の規定は、皇宮護衛官及び海上保安官の職務の執行について準用する。

4 国又は地方公共団体は、第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者（前条第一項又は第四項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行を行った者を除く。）に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 国又は地方公共団体は、第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者（前条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行を行った者を除く。）に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

「と読み替えるものとする。」
における当該自衛官の職務の執行にあつては、警察庁長官及び海上保安庁長官）に協議して定めるところにより、行うときに限る。」

4 国又は地方公共団体は、第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者（前条第一項又は第三項の規定に違反して小型無人機等の飛行を行った者を除く。）に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

修 正 後	修 正 前
<p>（対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の適用等）</p> <p>第十八条 第十六条第一項及び第二項の規定により対象大会関係施設及び対象大会関係施設周辺地域が指定された場合又は前条第一項及び第二項の規定により対象空港及び対象空港周辺地域が指定された場合においては、当該対象大会関係施設又は当該対象空港として指定された施設を小型無人機等飛行禁止法第二条第一項に規定する対象施設と、当該対象大会関係施設周辺地域又は当該対象空港周辺地域として指定された地域を同条第二項に規定する対象施設周辺地域とそれぞれみなして、小型無人機等飛行禁止法の規定を適用する。この場合において、小型無人機等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第一項又は平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十六条第一項若しくは第十七条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中「対象施設及びその」とあるのは「対象施設及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第十七条第一項の規定により対象空港として指定された施設（次項において単に「対象空港」という。）並びにこれらの」と、同項第一号中「管理者」とあるのは「管理者（平成三十一年ラグビーワールド</p>	<p>（対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の適用等）</p> <p>第十八条 第十六条第一項及び第二項の規定により対象大会関係施設及び対象大会関係施設周辺地域が指定された場合又は前条第一項及び第二項の規定により対象空港及び対象空港周辺地域が指定された場合においては、当該対象大会関係施設又は当該対象空港として指定された施設を小型無人機等飛行禁止法第二条第一項に規定する対象施設と、当該対象大会関係施設周辺地域又は当該対象空港周辺地域として指定された地域を同条第二項に規定する対象施設周辺地域とそれぞれみなして、小型無人機等飛行禁止法の規定を適用する。この場合において、小型無人機等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第一項又は平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十六条第一項若しくは第十七条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中「対象施設及びその」とあるのは「対象施設及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第十七条第一項の規定により対象空港として指定された施設（次項において単に「対象空港」という。）並びにこれらの」と、同項第一号中「管理者」とあるのは「管理者（平成三十一年ラグビーワールド</p>

ドカップ大会特別措置法第十六条第一項の規定により対象大会関係施設として指定された施設にあつては、同法第二条に規定する組織委員会」と、同条第四項中「第二号に定める者」とあるのは「第二号に定める者及び対象空港の管理者」と、「及び次の」とあるのは「並びに次の」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者及び対象空港に係る対象施設周辺地域にあつては当該対象空港の管理者」とする。

2 前条第一項の規定により対象空港として指定された施設の管理者は、前項の規定によりみなして適用される小型無人機等飛行禁止法第九条第一項又は第四項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該施設における滑走路の閉鎖その他の当該施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとるものとする。

ドカップ大会特別措置法第十六条第一項の規定により対象大会関係施設として指定された施設にあつては、同法第二条に規定する組織委員会」と、同条第三項中「第二号に定める者」とあるのは「第二号に定める者及び対象空港の管理者」と、「及び次の」とあるのは「並びに次の」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者及び対象空港に係る対象施設周辺地域にあつては当該対象空港の管理者」とする。

2 前条第一項の規定により対象空港として指定された施設の管理者は、前項の規定によりみなして適用される小型無人機等飛行禁止法第九条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該施設における滑走路の閉鎖その他の当該施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとるものとする。

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は修正部分）

修 正 後	修 正 前
<p>（対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上 空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の適用等）</p> <p>第三十一条 第二十九条第一項及び第二項の規定により対象大会関 係施設及び対象大会関係施設周辺地域が指定された場合又は前条 第一項及び第二項の規定により対象空港及び対象空港周辺地域が 指定された場合においては、当該対象大会関係施設又は当該対象空 港として指定された施設を小型無人機等飛行禁止法第二条第一項 に規定する対象施設と、当該対象大会関係施設周辺地域又は当該対 象空港周辺地域として指定された地域を同条第二項に規定する対 象施設周辺地域とそれぞれみなして、小型無人機等飛行禁止法の規 定を適用する。この場合において、小型無人機等飛行禁止法第八 条中「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第一項又は平成三 十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特 別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条第一項若しく は第三十条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中「対 象施設及びその」とあるのは「対象施設及び平成三十二年東京オリ ンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十 条第一項の規定により対象空港として指定された施設（次項におい</p>	<p>（対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上 空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の適用等）</p> <p>第三十一条 第二十九条第一項及び第二項の規定により対象大会関 係施設及び対象大会関係施設周辺地域が指定された場合又は前条 第一項及び第二項の規定により対象空港及び対象空港周辺地域が 指定された場合においては、当該対象大会関係施設又は当該対象空 港として指定された施設を小型無人機等飛行禁止法第二条第一項 に規定する対象施設と、当該対象大会関係施設周辺地域又は当該対 象空港周辺地域として指定された地域を同条第二項に規定する対 象施設周辺地域とそれぞれみなして、小型無人機等飛行禁止法の規 定を適用する。この場合において、小型無人機等飛行禁止法第八 条中「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第一項又は平成三 十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特 別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条第一項若しく は第三十条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中「対 象施設及びその」とあるのは「対象施設及び平成三十二年東京オリ ンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十 条第一項の規定により対象空港として指定された施設（次項におい</p>

て単に「対象空港」という。)並びにこれらの」と、同項第一号中「管理者」とあるのは「管理者(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項の規定により対象大会関係施設として指定された施設にあつては、同法第八条第一項に規定する組織委員会)」と、同条第四項中「第二号に定める者」とあるのは「第二号に定める者及び対象空港の管理者」と、「及び次の」とあるのは「並びに次の」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者及び対象空港に係る対象施設周辺地域にあつては当該対象空港の管理者」とする。

2 前条第一項の規定により対象空港として指定された施設の管理者は、前項の規定によりみなして適用される小型無人機等飛行禁止法第九条第一項又は第四項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該施設における滑走路の閉鎖その他の当該施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとるものとする。

て単に「対象空港」という。)並びにこれらの」と、同項第一号中「管理者」とあるのは「管理者(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項の規定により対象大会関係施設として指定された施設にあつては、同法第八条第一項に規定する組織委員会)」と、同条第三項中「第二号に定める者」とあるのは「第二号に定める者及び対象空港の管理者」と、「及び次の」とあるのは「並びに次の」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者及び対象空港に係る対象施設周辺地域にあつては当該対象空港の管理者」とする。

2 前条第一項の規定により対象空港として指定された施設の管理者は、前項の規定によりみなして適用される小型無人機等飛行禁止法第九条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該施設における滑走路の閉鎖その他の当該施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとるものとする。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は修正部分）

修 正 後	修 正 前
<p>（対象施設の安全の確保のための権限） 第九十五条の四 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第九条第四項第三号に規定する対象施設を職務上警護する自衛官は、同法の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。</p>	<p>（対象施設の安全の確保のための権限） 第九十五条の四 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第九条第三項第三号に規定する対象施設を職務上警護する自衛官は、同法の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。</p>